

重要事項説明書

当事業所は、介護保険法の規定により福岡県知事の指定を受けて運営致します。

【事業所概要】

事業所種別	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
名称	高良台コミュニティホスピタル 訪問リハビリテーション
所在地	福岡県久留米市藤光町965-2
代表者	医療法人社団 久英会 理事長 中尾 一久
管理者	大塚 昌紀
電話番号	0942-51-3838
事業所番号	4012219202
事業実施地域	久留米市、筑後市、八女郡広川町

【運営方針】

要介護状態及び介護予防となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能・維持回復を図る。

【従業者職種及び人数】

理学療法士	2名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

【営業時間】

月曜日～土曜日 8:30 ～ 17:30
(但し 8月15日、年末年始12月30日～1月2日を除く)

【事故発生時の対応】

事故発生時にはご家族、居宅介護支援事業所、市町村等の関係機関に連絡を行うと共に、事故の状況を的確に把握し迅速に対応します。

【緊急時の対応方法】

緊急時は、利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従い対応いたします。

【苦情申し立て窓口】

苦情処理担当者	西 祥吾
電話番号	0942-51-3838
FAX	0942-51-3535

提供されたサービスに苦情がある場合は当事業所に苦情を申し立てることが出来ます。その他、各市町村の介護保険課、国民保険連合会に対してもいつでも苦情申し立てが出来ます。

- 国民保険連合会 092-642-7859 (介護サービス相談窓口)
- 久留米市役所 0942-30-9247 (介護保険課)
- 筑後市市役所 0942-53-4115 (介護保険課)
- 広川町役場 0942-32-1113 (健康福祉課)
- 介護保険広域連合
柳川・大木町・広川支部 0944-75-6301

【サービス利用料金】

	サービス種類	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
基本料金	介護予防訪問リハビリテーション料 1回20分	298 単位/回	298 円	596 円	894 円
	開始した日の属する月から12月超 介護予防のみ 要件未達成時のみ	-30 単位/回	-30 円	-60 円	-90 円
	訪問リハビリテーション料 1回20分	308 単位/回	308 円	616 円	924 円
加算	サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回	6 円	12 円	18 円
	リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	180 単位/月	180 円	360 円	540 円
	リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	213 単位/月	213 円	426 円	639 円
	医師が利用者又はその家族に説明した場合	+270 単位/月	+270 円	+540 円	+810 円
	短期集中リハビリテーション実施加算 退院、退所日又は新たに要介護認定を受けた日から 3ヶ月以内	200 単位/日	200 円	400 円	600 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 退院、退所日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間 に、1週間に2日を限度	240 単位/日	240 円	480 円	720 円
	口腔連携強化加算 1ヵ月に1回を限度	50 単位/月	50 円	100 円	150 円
	退院時共同指導加算	600 単位	600 円	1200 円	1800 円
診療未実施減算	-50 単位/回	-50 円	-100 円	-150 円	
移行支援加算	17 単位/日	17 円	34 円	51 円	

※利用者負担額・・・費用総額の1～3割(介護保険負担割合証)となります。

※利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降に請求させていただきます。

基本的には、口座から引き落としになります。